

「ポスト IEEPA 関税体制」の行方

301 条関税を中心とする体制は当面の安定性を提供する

ワシントン事務所

シニア・マネージャー（マクロ経済、通商、産業担当）坂本 正樹

sakamoto-masaki@marubeni.com

- 7 月 23 日に発動した「強制労働」に関する 301 条関税は、無効化された IEEPA 関税に代わるトランプ政権の関税措置の中核と位置づけられており、同関税の行方は「ポスト IEEPA 関税体制」の安定性を左右する。
- 「強制労働」に関する 301 条関税は IEEPA 関税等と比べると法的安定性が相対的に高いと評価されているものの、既に多数の訴訟が持ち上がる中で司法判断次第で最終的に無効化される可能性は排除できない。
- 他方で、訴訟中の差し止め措置の可能性が低い中では、当面の関税体制が 301 条の下で一定の安定性を築く公算は大きい。その他の関税措置についても目を配る必要はあるが、企業は将来的な税還付や見直しの可能性に留意しつつも新たな関税措置への対応を進める必要がある。

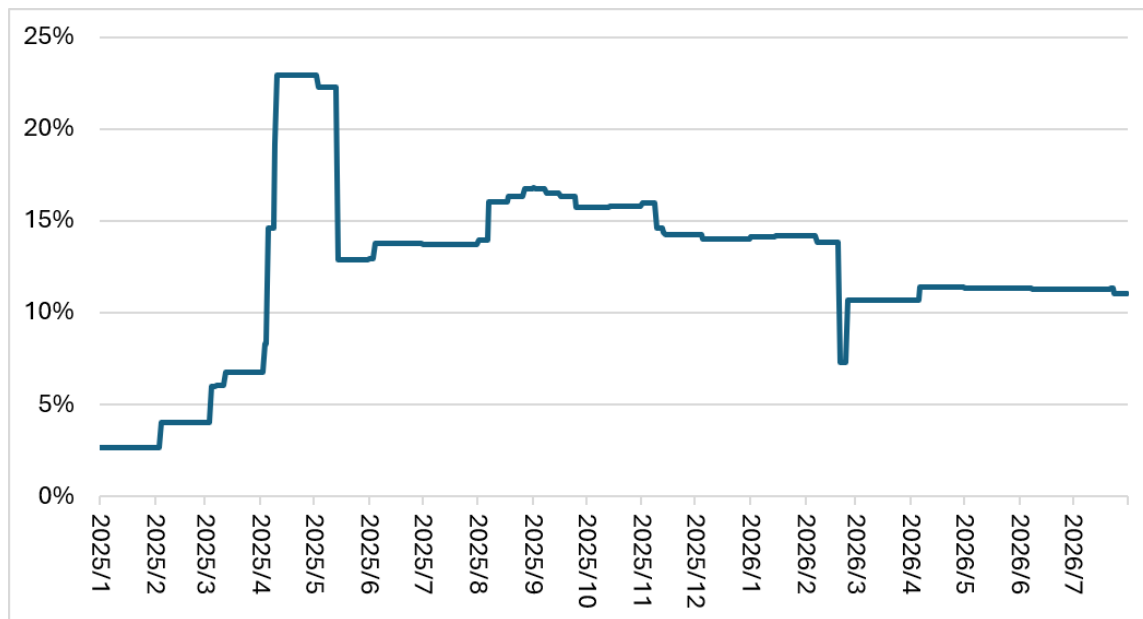
1. 「強制労働」に関する 301 条関税の発表

米政府は 7 月 23 日、1974 年通商法 301 条に基づき、強制労働産品の輸入を禁止していない、あるいは輸入禁止のための効果的な措置を取っていないことを理由とする、60 カ国・地域からの輸入に対する関税措置の最終決定を発表した。トランプ政権は 2025 年 4 月から国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置を導入したが、同措置は今年 2 月に最高裁により違法と判断されたことを受けて、1974 年通商法 122 条に基づく関税措置を実施していた。今回の 301 条に基づく 10~12.5%の追加関税措置は、7 月 24 日に 122 条に基づく関税措置が失効することを受けたものとみられている。言い換えれば、今年 2 月以降に先行きが不透明となっていた「ポスト IEEPA 関税体制」に対するトランプ政権の回答が、今回の 301 条関税措置と言えるだろう。過剰生産能力に関する 301 条調査や通商拡大法 232 条に基づく関税調査は依然継続しているものの、無効化された IEEPA に基づく関税引き上げは、今回の措置でおおむね「回復」したことになる。

では、この 301 条関税措置によって「ポスト IEEPA 関税体制」は安定に向かうのだろうか。足元では、「過剰生産能力」に関する 301 条調査の継続や、スムート・ホーリー法 338 条を根拠とするカナダの一部製品への 50%追加関税の発表などを受けて、第 2 次トランプ政権の「関税戦争」が新たな局面に入ったとする論稿も見られる¹。

¹ https://www.wsj.com/politics/policy/trumps-trade-wars-are-backdespite-the-supreme-court-7a889f9a?eafs_enabled=false

図表：米国の平均実効関税率



※輸入額に基づく加重平均関税率

出所：The Budget Lab at Yale

専門家の評価としては、IEEPA や 122 条と比べた法的妥当性を指摘するものが多いが、通商政策の分析などに優れるシンクタンクのピーターソン国際経済研究所をはじめ、訴訟リスクを主張する意見も見られる²。具体的にどのような安定性の根拠があるのか、残された不安定リスクがあるとすればそれはこういったものがあるのかを把握することは、今後の米国のビジネス環境を見る上でも重要になる。以上のような問題意識の下で、「強制労働」に関する 301 条関税施行後の米関税体制の安定性について評価してみたい。

2. IEEPA から 301 条へ

関税体制の展望を評価する前に、今回の「強制労働」に関する 301 条関税が昨年来の第 2 次トランプ政権の関税政策においてどう位置づけられているのかを改めて振り返ってみよう。同政権では、2025 年 4 月 2 日の「解放の日」に IEEPA を根拠法とする全世界的な関税措置を発表した。「過去 5 年間で 40%以上増加し、2024 年には 1.2 兆ドルに達した米国の年間財貨貿易赤字に反映されている状況」をもって国家安全保障の緊急事態が宣言された³。

新たに導入された関税措置は、通商拡大法 232 条による関税措置を除いて、原則として全て IEEPA を法的根拠とするものだった。IEEPA による関税は大統領の判断で即時発動し、議会への報告義務はあるが承認は不要とされた。また、緊急措置には 1 年間の期限があるものの大統領権限で延長可能だった。関税率についても上限はないとされており、実際 2025 年中には中国に対して最大 145%の関

² <https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2026/trumps-new-tariffs-over-forced-labor-are-unlikely-survive-court>

³ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>

税引き上げが実施された。IEEPA に基づく関税措置は中国を含む各国との交渉などによって税率や対象品目は大きく変化しながらも、第 2 次トランプ政権における関税政策の中核として機能した。

しかし、2026 年 2 月に米最高裁において IEEPA を根拠とする関税措置に違憲判決が出たことで事態は一変する。トランプ政権は IEEPA 関税の無効化を受けて通商法 122 条に基づく関税措置を直ちに発動した。これと並行して、122 条の関税措置が議会の承認なしでは 150 日後の 7 月 24 日に失効することを踏まえて、通商法 301 条に基づく「強制労働」と「過剰生産能力」に関する調査を開始した。このうち、強制労働の調査については、6 月 2 日に追加関税の初期案を公表し、利害関係者からのパブリックコメントを 7 月 6 日に締め切った。翌 7 月 7 日には公聴会を開催。不公正な労働慣行が米企業を脅かしていると判断し、7 月 23 日に日本を含む 60 カ国・地域への関税措置を発動した。過剰生産能力の調査についても既にパブリックコメント募集や公聴会を経て、対応策の発表が待たれる状況にある。

USTR によると、強制労働に関する関税措置の対象となる 60 カ国・地域は米国の輸入総額の 99.4% を占める。その意味で、同関税措置は実質的に 2025 年 4 月に始まったグローバル関税を引き継ぐものであり、第 2 次トランプ政権の関税政策の中核的な措置に位置付けられると言える。

図表：主な米国の関税政策と根拠法

根拠法	発動条件	権限	状態
国際経済緊急事態法 (IEEPA)	安全保障・経済脅威	関税上限なし (1 年間、行政権限で延長可) ※最高裁違憲判決	●
1974 年通商法 122 条	国際収支危機	最大 15% (150 日間、延長には議会承認) ※CIT 違憲判決	●
1974 年通商法 301 条 (対中関税)	不公正貿易慣行	原則として外国の措置が米国に与える損害と同等の規模 (関税率や対象品目に明確な規定はなし、4 年間、行政権限で延長可)	●
(強制労働)			●
(過剰生産能力)			●
1962 年通商拡大法 232 条	安全保障事由	関税上限なし	●
1930 年関税法 338 条	米国への差別待遇	最大 50%	●

● 無効／● 停止・未発動／● 発動中

出所：USTR、CSR などより丸紅ワシントン事務所作成

3. 「301 条関税」体制の安定材料

「301 条関税」とは、1974 年通商法第 III 編 (301 条～310 条)「不公正貿易慣習からの救済」に基づく関税措置を指す。同条項において、連邦議会は米国通商代表部 (USTR) に対し、米国の通商協定上の権利を執行し、特定の外国の貿易慣行に対応するための調査と関税などの是正に必要と考えられる措置を講じる幅広い責任と権限を付与している⁴。

⁴ https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF11346/IF11346.31.pdf

図表：「通商法 301 条」の概要

項目	内容
法的根拠	1974 年通商法第 301～310 条（第 III 編）
実施主体	米国通商代表部（USTR）
調査対象	通商協定違反、または外国政府の措置・政策・慣行により米国商業が制限・阻害されるケース（モノだけでなくサービス・投資も対象）
調査開始	民間企業や業界団体等からの申立て（USTR は 45 日以内に調査開始を判断）、または USTR による自主的な開始
協議義務	調査開始時に外国政府との協議を要請する
主要な措置	① 関税賦課 ②輸入制限 ③通商協定上の議許停止 ④是正・補償に関する合意
措置の規模	原則として外国の措置が米国に与える損害と同等の規模（ 関税率や対象品目等に明確な上限はない ）
調査期間	通常、通商協定に基づかない案件は 開始後 12 カ月以内に判断
見直し制度	原則 4 年で失効。ただし延長要請とレビューにより継続可能

出所：CFR

IEEPA や 122 条を根拠とする関税と比べて、今回の「強制労働」に関する 301 条関税が法的に安定しているとされる理由は主に 3 点ある。第一の理由は、関税発動までの手続きが支える構造的な正当性である。大統領の一存で発動・撤回ができる IEEPA 関税等と比べて 301 条は USTR による不正貿易慣行への調査、証拠収集、パブリックコメント募集、公聴会などの手続きを経て関税などの措置の妥当性が判断される法的枠組みとなっている。パブコメや公聴会を通して企業や業界団体、議会の意見も取り入れた形で最終措置を決定しているため、発動後に反発が起きるリスクも相対的に抑えられる。また法文内で関税行使の権限を明記している点も IEEPA と比べた大きな違いだろう。

第二に、今回の 301 条関税が、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）や敵対者に対する制裁措置法（CAATSA）といった、既存の強制労働規制を補完する措置として位置づけられている点である。既存の強制労働規制は特定の地域や体制を対象とする取り締まりだったが、第三国を経由した迂回流入を防ぐために、対策が不十分な国に法整備と執行強化などの是正を促すことが今回の 301 条関税の目的とされている。強制労働製品の輸入禁止という既存の規制枠組みが関税措置に正当性を与える形になっていると言えるだろう。

最後に、301 条に基づく関税の長期にわたる実績である。301 条は第 1 次トランプ政権期に発動した対中リスト関税をはじめ、すでに長期にわたる関税措置の法的根拠となっており、民主党バイデン政権の下でも維持されてきたという点では超党派で正当化された措置と言える。対中関税は数千社からの訴訟を受け、特にリスト 3・4B を中心に最近まで長い法廷闘争が行われてきたにもかかわらず、今日まで大枠が維持されてきたという経緯がある⁵。逆に IEEPA や 122 条の場合、トランプ政権以前に関税措置の法的根拠として行使されたことが一度もなく、発動当初からその法的妥当性に大きな疑問が示されていた。301 条については少なくとも関税措置の法的根拠とする点については既に司法による一定の支持があると言える。

⁵ <https://www.kelleydrye.com/viewpoints/blogs/trade-and-manufacturing-monitor/federal-circuit-affirms-lawfulness-of-section-301-lists-3-and-4a-tariffs-on-china>

4. 訴訟の争点

他方で、強制労働に関する 301 条関税についても、やはり法的に脆弱であるという主張も少なくない。

最大の争点は、既に多くの訴訟でも指摘されている 301 条の目的と関税措置の実態の乖離である。8 月 3 日に提出された 25 州による訴状⁶では、国際的サプライチェーンにおける強制労働の問題と、その対処法として USTR が導入した広範な関税措置の間に「合理的な適合関係 (rational fit)」が存在しないことが主張された。具体的には、10%、12.5%という異なる関税率や関税免除が国・品目ごとに異なる形で適用される中で、それが強制労働との関わりとは関係ない基準で定められている点を問題視している。例えば、USTR の報告書では、ブラジルの牛肉などを強制労働の例として挙げているが、訴状によれば、ブラジル産冷凍牛肉の多くは関税免除対象となっている。このほかに強制労働リスクが指摘される鉱物やコーヒー等も免除対象となっている。最終目標であるはずの強制労働問題の解決と関税措置が関連付けられていない点は、大きな問題と指摘されている。

また、調査の拙速さも争点に挙げられている。第 1 次トランプ政権において実施された対中リスト関税では、8 カ月以上の調査期間が設けられたが、今回の関税では対象が 60 カ国・地域と大幅に拡大しているにもかかわらず、わずか 2 カ月半で調査が完結している。また、今回の調査過程では、1600 件超のパブリックコメントと、100 人超の証言が寄せられており、その中には前述のような強制労働規制の手段としての関税使用が不適切であり、まずは国家間の協調的な取り組みを進めるべきと訴える意見もあった。しかし、そうした意見に対して、USTR の報告書では十分な説明がないまま関税が有効だと判断したという結論のみが載せられている⁷。

こうした問題点は、総じて IEEPA に基づく関税体制を継続するという結論ありきで調査及び関税実施が進められてきたことへの批判につながる。USTR のグリア代表は、最高裁が IEEPA 関税に違法判決を下した 2 月 20 日に、「大統領の相互関税プログラムの中心にある課題に対処するため、別の法的手段を用いる」と述べた上で、「122 条による一時的 10%関税」を直ちに導入し、「301 条調査を加速的スケジュールで実施する」と説明した。上記の州による訴状においても、このグリアの発言を引用して、今回の 301 条調査が強制労働の是正を目的とするのではなく、関税政策の継続性確保にあったことの証左としている。類似の発言はトランプ大統領やベッセント財務長官も行っており、裁判においては一連の発言が政権側に不利に働く可能性がある。

5. 課税権と対外政策の裁量

IEEPA 関税を巡る裁判では、同法が定める大統領の権限に、議会の承認なしに関税を課す（徴税する）権限が含まれるか、という点が大きな争点になった。IEEPA の条文では、緊急事態に際して大統領がとりうる措置を以下のように記述しており、最高裁では、この「規制 (regulate)」という文言に関税賦課は含まれておらず、政権側の拡大解釈という判断が下された。

「大統領は、外国又はその国民が何らかの利益を有する財産について、その取得、保有、留保、使用、移転、引出し、輸送、輸入又は輸出、取引その他これらに関する権利・権限の行使又は関連取引につ

⁶ ケンタッキー州、ペンシルバニア州は州知事名義。 <https://coag.gov/app/uploads/2026/08/Tariffs-Section-301-States-Complaint-ECF-2.pdf>

⁷ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/july/ustr-takes-action-forced-labor-section-301-investigations>

いて、調査し、規制し (regulate)、指示し、強制し、無効化し、防止し、又は禁止することができる。」(50 U.S.C. §1702(a)(1)(B))⁸ (下線は筆者)

301 条においては USTR による関税行使の権限が明確に定められており、IEEPA 関税とは状況が全く異なる。他方で上記の判決で示された大統領の課税権に関する厳しい目線は、301 条の審議の行方を考える上でも一定の含意があるだろう。米国憲法上、関税を含む課税権は本来議会に属するものであり、大統領が課税権を行使する際には議会からの明確な権限委譲がある場合に限る。IEEPA 関税を巡る判決は、法文をテキストから逸脱することがないように厳格に解釈するという「司法における保守主義 (Judicial / Legal Conservatism)」の主張とみることもできるが、同時に「課税権」という重大な権力行使を安易に大統領に委ねてはならないという警句を含むものでもあった⁹。後者の点は、今回の 301 条についても無関係ではいられない問題である。

他方で、通商政策やそれを含めた対外政策という視点で見た時には、大統領に認められた広範な裁量に対して、司法の立場は過度な干渉を避けるべきという認識もある。実際、第 1 次トランプ政権の対中 301 条関税に関する訴訟において、米国際貿易裁判所 (CIT) や連邦巡回区控訴裁は、USTR に追加の説明を求めるなどの手続き的チェックは行ったものの、最終的には「外国の不正貿易慣行への対抗措置」という対外政策上の国家安全保障・外交上の判断には行政側に高度な裁量があるとして、関税そのものを無効化することはしなかった¹⁰。いわゆる「司法自制の原則 (または統治行為論)」の立場である。近年では過度な権限濫用などに対しては司法も毅然と対応すべきという声も起こっているが、伝統的な司法の立場を安易に崩すべきではないという意見も根強い。301 条の裁判は、課税権の問題と対外政策における大統領の裁量の間のジレンマを司法がどのように解釈するかという点でも重要な転機となりうると言えるだろう。

6. 「ポスト IEEPA 関税体制」は安定するのか

以上のように、301 条関税を巡る訴訟の見通しについては、専門家の間でも意見が分かれる状況となっている。全体としては、手続き面や関税措置の権限が明記されている点など IEEPA と比べれば法的安定性は高いという評価であるものの、無効化された IEEPA 関税からの連続性などもあり、司法判決の行方は不透明な状況と言わざるを得ない。判決の結果も、単純な政府側の完全勝訴か、原告側の勝訴による関税措置の全面撤回の他に、対象品目や税率の修正、対中 301 条関税の判決のように調査報告書の補足・修正などに留まることも考えられる。

米国でビジネスを行う企業にとってより重要な意味を持つのは訴訟の期間かもしれない。上述のように、対中 301 条関税の訴訟では、2025 年 9 月に米連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) の判決によってクローズするまでに約 7 年がかかった。一方で、IEEPA 関税のケースでは発動から 1 年足らずで最高裁判決に至っており、122 条関税についても 2 月の発動後、早くも 5 月に国際貿易裁判所 (CIT) で第一審判決が出ている。60 力国・地域を対象とする関税措置の影響の大きさに鑑みて、司法がこ

⁸ [https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title50-section1702\(b\)\(3\)&num=0&edition=prelim](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title50-section1702(b)(3)&num=0&edition=prelim)

⁹ https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gcj.pdf

¹⁰ <https://alstontrade.com/original-china-tariffs-litigation-on-the-ropes-federal-circuit-affirms-legality-of-lists-3-and-4a-of-section-301-tariffs-on-chinese-products/>

うした迅速審査で対応する可能性も排除できないが、いずれにせよ最終的な判決が出るまでの間、発動した 301 条関税が差し止められる見込みは小さいと言えるだろう¹¹。

図表：主な米国の関税政策

無効化・失効した措置

IEEPA関税（相互関税、フェンタニル・不法移民関税、制裁関税等）

根拠：国際緊急経済権限法（IEEPA）
2026/2/20 連邦最高裁が違法と判断し全面無効化。還付手続きが進行中

122条関税

根拠：通商法122条（150日が法定上限）
2/24発動も2026/7/24に期限切れで失効。同日、後継の301条関税が発動

発動中・発動予定の措置

301条：強制労働未対応 60カ国・地域 【10% / 12.5%】

対象：強制労働産品の輸入禁止を実効的に運用していない60経済圏
2026/7/24発動（122条の実質的な後継措置）

301条：ブラジル 【25%】

対象：デジタル取引・優遇関税・汚職対策・知財・エタノール・違法森林伐採への対抗
2026/7/22発動

338条（スムート・ホーリー法）：対カナダ 【50%】

対象：乳製品・酒類・自動車部品等（USMCA適用品も対象）。338条の初適用事例
2026/8/19発動予定

232条：品目別関税

鉄鋼・アルミ50%/銅50%/自動車25%/木材10-25%/半導体25%/医薬品100%（段階施行）
Iドローン、産業用機械、ポリシリコン、風力タービン、無煙炭、航空機関連等で調査・検討中。

301条：対中リスト関税（第1次トランプ政権期に開始）

対象：技術移転・知財侵害を理由に中国からの輸入品に課税（リスト1～4A、多くは25%等）
IEEPA・122条や今回の新規301条調査とは別建てで現在も継続中

検討・提案段階の措置（未発動）

301条：構造的過剰生産能力調査（16カ国・地域）

対象：中国・EU・日本・韓国・インド・ベトナム・メキシコ・台湾・スイス等の鉄鋼・半導体・EV・化学等
2026/3/11、強制労働調査と同時に開始。7/24発動目標だったが税率・発動日も未確定

301条：EUデジタルサービス税（DST）対抗案 【最大100%】

対象：DSTを導入・検討する国からの全輸入品
2026/6にトランプ氏が表明。正式な301条手続きは未開始で発動時期は未定

301条：ベトナムの知財保護・執行

対象：オンライン海賊版・模倣品・違法ソフト利用等の取締り不足
2026/5/29調査開始（優先監視国指定）。7/2コメント締切、税率等は未定

ロシア制裁法案（グラハム法） 【露産品：最大500%/上位購入国：二次関税最大100%前後】

対象：ロシア産品全般、および露産原油・ガスの上位購入国（中国・インド・トルコ等）
2026/7/28上院で手続き投票を86対12で可決。下院審議は8月末以降、成立は早くても9月

出所：USTR、White House、JETRO などから丸紅ワシントン事務所作成

¹¹ IEEPA においても最終的な判決までに関税の差し止めが実施されることはなかった。122 条の CIT 判決（2026 年 5 月 7 日）でも、一部原告への差し止め要求が認められたが、その後に政府側が上訴したことで差し止め命令が一時停止されている。<https://www.bakerlaw.com/insights/court-finds-temporary-section-122-tariffs-unlawful/>

米国の関税措置全般という点では、強制労働に関する 301 条関税の他に流動的な要素はいまだ多い。「過剰生産能力」に関する 301 条調査については、7 月 27 日にグリア代表がメディアインタビューにおいて「できれば近いうちに (hopefully soon)」発表したいとコメントした。8 月中に何らかの提案があるとの観測もあるが、不透明な状況が続いている¹²。これ以外にも、8 月 19 日に発動予定のカナダへのスムート・ホーリー法 338 条に基づく 50%関税（乳製品、アルコール、自動車部品などが対象）、7 月 22 日に発動したブラジルへの 301 条に基づく 25%関税、EU のデジタルサービス税を巡る 301 条に基づく 100%の対抗関税案、議会で審議中のロシア制裁法に基づく関税案、232 条に基づく品目別関税の拡大など、複数の関税政策が進行中である。また、日本を含む各国が結んだ通商・投資合意の取り扱いや履行に関しても、関税措置に影響を及ぼす可能性がある。

とはいえ、米国の関税政策を巡って各国との摩擦や商流の混乱が深まる「関税戦争 (tariff war)」が再燃するという見方¹³にはやや違和感を覚える。各国が米国の関税政策に強い対抗策で応じる見通しが乏しいこと、IEEPA 関税判決などを経てトランプ大統領にとっても関税が使い勝手の良い政策手段とは言えなくなっていることが理由である。関税政策を巡る国際的な摩擦も抑制的に進み、国内でも訴訟中の差し止め措置の可能性が低い中では、当面の関税体制が 301 条の下で一定の安定性を築く公算は大きい。その他の関税措置についても目を配る必要はあるが、企業は将来的な税還付や見直しの可能性に留意しつつも新たな「ポスト IEEPA 関税体制」への対応を進める必要がある。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

¹² <https://www.reuters.com/business/ustrs-greer-says-trumps-latest-tariffs-wont-have-an-economic-impact-2026-07-27/>

¹³ https://www.wsj.com/politics/policy/trumps-trade-wars-are-backdespite-the-supreme-court-7a889f9a?eafs_enabled=false